

四万十市中小企業者物価高騰対策 デジタル化促進事業費補助金

物価高騰の影響を受けている事業者に対して、デジタルツールを活用した生産性向上となる取組を支援します。

▶補助対象事業

デジタル技術等の活用により、業務の効率化や生産性向上を図ることを目的としてソフトウェア等を**新たに**導入する事業



補助対象経費	補助率	補助上限・下限額
ソフトウェア購入費、ハードウェア購入費、使用料、報償費、リース費、システム作成委託費	2/3 以内 ※千円未満切捨	補助下限額 10万円 補助上限額 50万円

- ・消費税額は補助対象外です
- ・申請回数は、1事業者につき1回限りです。
- ・他の補助金との併用はできません。

▶補助対象者

- ①市内に営業等の本拠を有する第2次産業及び第3次産業に属する中小企業者、個人事業主
- ②令和6年3月31日以前に開業している事業者
- ③市税の滞納がない事業者

▶申請期限

令和7年1月31日まで

▶事業実施対象期間

令和7年2月28日まで

※事業完了、経費の支払いが令和7年2月28日までに完了すること。

▶申請書類等

必要書類を四万十市観光商工課または産業建設課まで提出してください。

申請書類は、市（観光商工課・産業建設課）または、四万十市ホームページから取得してください。



取組事例

- ・キャッシュ決済、受発注、見積・請求・入出金管理などの取引を省力化
- ・顧客や予約、販売状況等の売上を一元管理できるシステムの導入
- ・チャットボットやウェブ接客、セルフレジ等、対面での接客化を自動化
- ・手書きで行っていた帳簿管理について会計ソフトを導入して業務の効率化 等



問い合わせ先

■本庁

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10

観光商工課 商工・雇用対策係

TEL: 0880-34-1126 FAX: 0880-34-2525 E-mail: syoukou@city.shimanto.lg.jp

■西土佐総合支所

〒787-8501 四万十市西土佐江川崎2445-2

産業建設課 産業振興係

TEL: 0880-52-1113 FAX: 0880-52-2124 E-mail: n-sangyou@city.shimanto.lg.jp